

## 2011年9月 アカデミックセミナー 要旨

設備投資研究所

講師：中央大学 原田喜美枝氏

演題：“Japanese Financial System after the Global Recession of 2007-2009

日時：9月22日(金) 15:30~17:30

### 要旨

米国内でのサブプライムローン問題に端を発する金融危機は、瞬く間に世界中に浸透し世界金融危機をもたらした。本研究の目的は、このグローバル金融危機が我が国の金融システムにどのような影響を与えたのかを様々な視点から概観することにある。

まずはじめに、サブプライムローン問題が我が国の金融機関に与えた影響について見てみる。世界経済の停滞による外需の低下により我が国の輸出産業を中心とした実物経済部門（実質GDP）は明らかな悪化が見られたが、意外なことに世界金融危機の我が国の金融機関への負の影響は軽微であった。具体的には、例えば07年から09年の間における証券化商品に関する米国、欧州の銀行の損失額はそれぞれおおよそ700億ドル、850億ドルであったが、我が国の銀行の損失額は概ね30億ドル程度と米欧と比較して20分の1以下の水準であった。この要因として邦銀はクオリティーの高くない証券化商品であるサブプライム関連商品を殆ど所持していなかったこと、邦銀は元来預金を有力な資金調達手段としているためにABC P(Asset Backed Commercial Paper)等に頼る必要がなかったこと、米国のように資産バブルに見舞われている状態ではなかったことなどが考えられる。

次に、金融危機後の我が国の証券化市場の動向について見てみる。我が国の証券化市場は94年から開始され、ピーク時である2006年には総発行高が11兆円に到達しているが、まだ米国の9分の1程度の水準である。金融危機後は証券化市場の規模がピーク時の数分の1程度に低下しているが、注目すべき点は未だ我が国においてはRMBS(residential asset backed securities)が主力商品であるということである。これは危機後においては住宅ローン関連の証券化商品の発行が殆ど無くなってしまった米国と対照的な現象である。

最後に、当該時期の我が国の金融財政政策の動向について見てみる。金融危機後の資金繰りに苦慮する中小企業の救済のため政府は09年に中小企業金融円滑化法を施行させ、中小企業からの貸付条件の変更など金融機関へ債務弁済負担軽減のための措置をとるよう努力規定を設けた。金融庁はこのリスケジュールした債権を不良債権でなく通常の債権として認める方針を採ったため、金融機関は殆どの中小企業債権の条件変更を認めた。その結果、中小企業の倒産件数は法施行後に大幅に減少することになった。しかしながら、

中小企業のリストラが行われるなどして経営状態が改善していかなければ、結局のところこのリスケジュールされた債権も将来的には不良債権化してしまうことになり、問題は解決されず単に先送りしたにすぎないことになる。さらに、本来は市場から退出すべき企業を存続させてしまうことは市場競争を歪めることにもつながり、健全な企業にも悪影響を与えることになる。つまり、金融危機後の政府の政策は我が国の金融機関のリスクを増長させてしまったということも考えられるのである。

以上